

埼玉工業大学教員の任期制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学（以下「本学」という。）において、教育研究の活性化と発展を図るために、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号。以下「任期法」という。）に基づき、教員の任期制に関する事項を定める。

(任期等)

第2条 任期法第5条第2項の規定に基づき、任期を定めて任用する教員（以下「任期付教員」という。）の任用期間は、5年以内とする。ただし、助教を除き、再任用は妨げない。

一 任期付教員のうち、常勤の教授、准教授、講師は、5年以内に再任用の審査を受けるものとする。

二 助教の任用期間は、更新しない。

2 前項の規定にかかわらず、任期（再任用時を含む）については、定年規程に定める年齢を超えないものとする。

3 任期付教員の任期は、再任用の任期を通算して10年の範囲内とする。

(雇用契約)

第3条 任期付教員の任用は、本人の同意を得たうえで、雇用契約を締結して行う。

2 雇用契約は、任期付教員の申し出により、途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ決定する。

(業績審査)

第4条 任期付教員は、次の各号について、所定の業績審査を受けなければならない。

一 教育に関する事項

二 研究に関する事項

三 本学の管理運営への寄与に関する事項

四 社会的貢献に関する事項

2 前項に掲げる事項以外で、特に評価に値する事項の業績審査については、別途取扱う。

3 業績審査方法、評価基準等に関しては、別に定める。

(再任用)

第5条 再任用のための業績審査は、再任用を希望する任期付教員の申し出により、これを行う。

2 学長は、業績審査の結果、再任用が適当であると認めるときは、理事長に上申する。

3 理事長は、上申を受けた後速やかに、継続的在任資格の取得を認めたとうえで、再任用を決定し通知する。

(不服申立て)

第6条 業績審査の結果について異議があるときは、当該任期付教員は、理事長に対して不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てに関しては、別に定める。

(任期期間中の昇任に伴う雇用)

第7条 任期満了までの間に昇任が認められた者については、継続的在任資格の取得を認めたい
えで、専任教員として雇用する。

(雇用契約の終了)

第8条 理事長は、雇用契約を終了するときは、任期付教員に通知する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常務理事会が決定する。

(公表)

第10条 この規程の制定及び改廃は、情報媒体により広く公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則 この規程は、平成18年11月1日から施行し、平成19年4月2日から適用する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年5月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。